

◎予算委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年10月1日 (金)	理事の補欠選任を行った。 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。 細川内閣総理大臣、羽田外務大臣及び藤井大蔵大臣から米国訪問に関し各々報告を聴いた。
2	平成5年10月7日 (木)	予算の執行状況に関する件について細川内閣総理大臣、山花国務大臣、上原国務大臣、伊藤運輸大臣、五十嵐建設大臣、久保田経済企画庁長官、佐藤国務大臣、武村内閣官房長官、石田総務庁長官、羽田外務大臣、大内厚生大臣、藤井大蔵大臣、神崎郵政大臣、坂口労働大臣、中西防衛庁長官、畑農林水産大臣、赤松文部大臣、三ヶ月法務大臣、小粥公正取引委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行った。
3	平成5年10月8日 (金)	予算の執行状況に関する件について細川内閣総理大臣、武村内閣官房長官、中西防衛庁長官、山花国務大臣、藤井大蔵大臣、五十嵐建設大臣、大内厚生大臣、坂口労働大臣、羽田外務大臣、広中環境庁長官、畑農林水産大臣、石田総務庁長官、上原国務大臣、伊藤運輸大臣、久保田経済企画庁長官、佐藤国務大臣、神崎郵政大臣、赤松文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
4	平成5年10月12日 (火)	予算の執行状況に関する件について細川内閣総理大臣、五十嵐建設大臣、上原国務大臣、武村内閣官房長官、羽田外務大臣、山花国務大臣、江田科学技術庁長官、藤井大蔵大臣、伊藤運輸大臣、大内厚生大臣、石田総務庁長官、赤松文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

<p>5</p> <p>平成5年12月9日 (木)</p>	<p>参考人の出席を求めることを決定した。</p> <p>平成五年度一般会計補正予算(第2号) (閣予第一号) (衆議院送付)</p> <p>平成五年度特別会計補正予算(特第2号) (閣予第二号) (衆議院送付)</p> <p>平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号) (閣予第三号) (衆議院送付)</p> <p>右三案について藤井大蔵大臣から趣旨説明を聴いた後、細川内閣総理大臣、武村内閣官房長官、山花国務大臣、羽田外務大臣、石田総務庁長官、大内厚生大臣、江田科学技術庁長官、畑農林水産大臣、藤井大蔵大臣、佐藤自治大臣、赤松文部大臣、久保田経済企画庁長官、熊谷通商産業大臣、坂口労働大臣、神崎郵政大臣、五十嵐建設大臣、上原国土庁長官、伊藤運輸大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁三重野康君に対し質疑を行った。</p>
<p>6</p> <p>平成5年12月10日 (金)</p>	<p>参考人の出席を求めることを決定した。</p> <p>平成五年度一般会計補正予算(第2号) (閣予第一号) (衆議院送付)</p> <p>平成五年度特別会計補正予算(特第2号) (閣予第二号) (衆議院送付)</p> <p>平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号) (閣予第三号) (衆議院送付)</p> <p>右三案について細川内閣総理大臣、羽田外務大臣、畑農林水産大臣、大内厚生大臣、藤井大蔵大臣、久保田経済企画庁長官、佐藤自治大臣、熊谷通商産業大臣、坂口労働大臣、五十嵐建設大臣、神崎郵政大臣、山花国務大臣、赤松文部大臣、小粥公正取引委員会委員長、政府委員、最高裁判所当局及び参考人日本銀行総裁三重野康君に対し質疑を行った。</p>
<p>7</p> <p>平成5年12月13日 (月)</p>	<p>平成五年度一般会計補正予算(第2号) (閣予第一号) (衆議院送付)</p> <p>平成五年度特別会計補正予算(特第2号) (閣予第二号) (衆議院送付)</p> <p>平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号) (閣予第三号) (衆議院送付)</p>

	<p>8</p> <p>平成5年12月14日 (火)</p>	<p>右三案について細川内閣総理大臣、畑農林水産大臣、山花国務大臣、石田総務厅长官、大内厚生大臣、上原国務大臣、熊谷通商産業大臣、三ヶ月法務大臣、羽田外務大臣、佐藤自治大臣、伊藤運輸大臣、愛知防衛厅长官、坂口労働大臣、広中環境厅长官、五十嵐建設大臣、藤井大蔵大臣、久保田経済企画厅长官、武村内閣官房長官、赤松文部大臣、小粥公正取引委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行った。</p>
	<p>9</p> <p>平成5年12月15日 (水)</p>	<p>平成五年度一般会計補正予算(第2号) (閣予第一号) (衆議院送付)  平成五年度特別会計補正予算(特第2号) (閣予第二号) (衆議院送付)  平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号) (閣予第三号) (衆議院送付)</p> <p>右三案について細川内閣総理大臣、山花国務大臣、藤井大蔵大臣、熊谷通商産業大臣、三ヶ月法務大臣、大内厚生大臣、佐藤自治大臣、武村内閣官房長官、坂口労働大臣、石田総務厅长官、神崎郵政大臣、赤松文部大臣、畑農林水産大臣、羽田外務大臣、江田科学技術厅长官及び政府委員に対し質疑を行った。</p> <p>平成五年度一般会計補正予算(第2号) (閣予第一号) (衆議院送付)  平成五年度特別会計補正予算(特第2号) (閣予第二号) (衆議院送付)  平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号) (閣予第三号) (衆議院送付)</p> <p>右三案について細川内閣総理大臣、藤井大蔵大臣、武村内閣官房長官、久保田経済企画厅长官、石田総務厅长官、羽田外務大臣、江田科学技術厅长官、広中環境厅长官、熊谷通商産業大臣、五十嵐建設大臣、上原国土厅长官、佐藤自治大臣、三ヶ月法務大臣、伊藤運輸大臣、畑農林水産大臣、愛知防衛厅长官、神崎郵政大臣、山花国務大臣、大内厚生大臣、坂口労働大臣、小粥公正取引委員会委員長、政府委員及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。</p>

予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。  
閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

閣予第一号、閣予第二号及び閣予第三号

賛成会派 社、公、連新、民、一院 反対会派 自、共

欠席会派 なし。

○予算（三件）

3	2	1	号 番	
平成五年度政府関係機関 補正予算（機第2号）	平成五年度特別会計補正 予算（特第2号）	平成五年度一般会計補正 予算（第2号）	件	名
一一、三〇	一一、三〇	五 一一、三〇	提出	月 日
一一、三〇 手	一一、三〇 手	五 一一、三〇 手	付託	委員会
可 決 一一、一五	可 決 一一、一五	可 決 一一、一五	議 決	委員会
可 決 一一、一五	可 決 一一、一五	可 決 一一、一五	議 決	本会議
一一、三〇	一一、三〇	五 一一、三〇	付託	委員会
可 決 一一、八	可 決 一一、八	可 決 一一、八	議 決	委員会
可 決 一一、八	可 決 一一、八	可 決 一一、八	議 決	本会議
			備	考

平成五年度一般会計補正予算（第2号）（閣予第一号）

平成五年度特別会計補正予算（特第2号）（閣予第二号）

平成五年度政府関係機関補正予算（機第2号）（閣予第三号）

#### 委員長報告

ただいま議題となりました平成五年度補正予算（第2号）三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本補正予算の内容につきましては、既に藤井大蔵大臣の財政演説で聴取しておりますので、これを省略致します。

補正予算は去る十一月三十日、国会に提出され、本予算委員会では、衆議院からの送付を待って、十二月九日、大蔵大臣から趣旨説明を聴取した後、本日まで質疑を行い、この間、十三日には、コメ問題及びゼネコン問題等に関する集中的審議を行うなど、終始濃密な審査を行ってまいりました。

質疑のうち、補正予算並びに景気に関し、「景気がきわめて深刻な中で、補正予算が緊急経済対策決定後二カ月半もおくられて提出されたのはなぜか。今回の第二次補正では税収を五兆五千億円減額しているが、前年度決算額に比べ、なお二・三%の増収見積もりとなっている。不況の長期化の中で過大見積もりではないか。政府は景気の現状と先行きをどう判断しているか。」との質

疑があり、細川内閣総理大臣並びに関係各大臣及び日本銀行総裁から、「今回の補正予算は九月に決定した緊急経済対策の財政面からの反映であるが、冷害等の被害に対する農業共済金の支払いや税収の落ち込みについて精査を行うなど鋭意作業を行ってきたため、国会への提出が十一月三十日になったもので、是非御理解願いたい。税の減収の大きなものは申告所得税や法人税などの直接税である。税収見積もりについては、現時点で判断できるこれまでの課税実績と各種の聞き取り調査などを積み上げて見積もったものである。」、さらに景気に関し、「現在の景気はきわめて深刻なものと受け止めている。目下のところ依然として回復の兆しが見られず、個人消費や設備投資の低迷が見られ、企業マインドが落ち込んでいる。景気の先行きについて、回復の道筋が途絶えたかという点、そうではなく、住宅建設は好調を続けており、企業のバランスシートの修復も足取りは鈍いが進んでいる。今後は本補正予算の成立で景気を下支えし、公定歩合の引き下げに伴う累積的効果も出てくるものと考えており、景気指標の動きをよく見きわめつつ、経済運営に誤りなきを期したい。」との答弁がありました。

さらにガット・ウルグアイ・ラウンド交渉におけるコメの調整案の受け入れについて、「政府はこれまでコメの市場開放はしないと明言してきたにもかかわらず、代償措置としての部分開放を

受け入れたことは、国会決議に反し、実質的な関税化の受け入れで公約違反ではないか。」との質疑に対し、細川内閣総理大臣並びに関係各大臣から、「政府としては、百十六カ国に及ぶ難しい多国間交渉の中で、国会決議の趣旨を踏まえ、包括的関税化の回避に全力をあげてきた。交渉の結果は、ミニマム・アクセスが義務づけられたものの、包括的関税化を回避できて、我が国の主張が相当程度反映されたと考えている。しかし、我が国の主張が100%生かされなかった点は誠に申し訳なく思っている。今後は、大変な試練を乗り越え、新しい農業の展開につながって行くよう全力をあげてまいりたい。」との答弁がありました。

質疑はこのほか広範多岐にわたりますが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して片山委員が反対、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、日本・新生・改革連合、民主党・スポーツ・国民連合を代表して角田委員が賛成、日本共産党を代表して有働委員が反対の旨それぞれ意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成五年度補正予算（第2号）三案は賛成多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。